

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和8年5月29日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旧旭川市立新旭川保育所草刈り及び刈払草廃棄、落葉清掃業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

(ア) 敷地内（別紙図面のとおり）の雑草の除去及び落ち葉清掃を行うこと。

(イ) 雑草の除去を実施する回数は、履行期間内に2回（6月から9月までの間に2回）、落ち葉清掃を実施する回数は、履行期間内に1回（10月に1回）とする。

(ウ) 業務実施に当たり、一般廃棄物が発生した場合は、受託者が適切に処分すること。

イ 履行期間

令和8年6月1日から令和8年10月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎3階

旭川市こども・女性・若者未来部こども保育課（保育センター事業担当）

電話 0166-25-9844

2 契約を締結した年月日

令和8年5月19日

3 契約の相手方の氏名及び住所

旭川市大町2条9丁目77番46-103

旭川市中高齢者福祉事業団 理事長 小原 忠良

4 契約金額

308,000円（うち消費税及び地方消費税額28,000円）

5 契約の相手方とした理由

公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴した結果、その見積金額の中で最低価格を見積もった旭川市中高齢者福祉事業団が予定価格の範囲内であったため。